

議員提出議案第 8 号

指定管理者の指定と議員の関係の見直しに関する決議

地方自治法第 9 2 条の 2 は、地方公共団体の議会の議員について、当該地方公共団体に対する「請負禁止」を定めている。この趣旨は、地方公共団体の事務事業について、議会における審議や議決を通じて直接・間接に影響力を有する議員が、個人として直接利害を持つことを禁止することで、議会運営の公正性の保障と適正な事務執行を確保し、市民からの不審や疑惑を排除することにある。

平成 2 1 年 1 2 月（1 1 月繰上げ）定例会においては、市の公の施設 1 6 8 施設の指定管理者を指定する議案が提出された。

この指定管理者の指定は、現行の法令で禁止される「請負禁止」には該当しないとされている。

しかし、上記の「請負禁止」の趣旨や市政の透明性の一層の向上に加え、公正な市政運営を願う市民の思いを考慮するならば、今後、指定管理者と議員の関係について、法令で禁止する請負契約との均衡にも配慮し、関係条例の改正も含めた見直しを検討する必要がある。

以上、決議する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日提出

提出者	さいたま市議会議員	青	羽	健	仁
	同	神	崎		功
	同	高	橋	勝	頼
	同	山	崎		章
	同	松	本	敏	雄
賛成者	さいたま市議会議員	萩	原	章	弘
	同	高	柳	俊	哉
	同	輿	水	恵	一
	同	神	田	義	行
	同	関	根	隆	俊
	同	長	谷	川	浄
					意